

**太陽電池発電所に係る
環境影響評価の合理化に関するガイドライン**

～開発済みの土地における環境影響評価の項目の選定の考え方～

令和3年6月

**環境省大臣官房環境影響評価課
経済産業省産業保安グループ電力安全課**

目 次

第1章 総 論	1
1. ガイドラインの背景	1
2. 本ガイドラインの目的、対象、合理化の範囲	2
(1) ガイドラインの目的	2
(2) ガイドラインの対象	2
(3) ガイドラインで検討した合理化の範囲	2
第2章 太陽電池発電所の環境影響評価の合理化検討	4
1. 太陽電池発電所に係る環境影響評価	4
(1) 対象規模	4
(2) 環境影響評価における参考項目	4
2. 開発済みの土地への太陽電池発電所の設置に係る環境影響評価の合理化	7
(1) 造成地（工場跡地等）	7
(2) ゴルフ場跡地	16

第1章 総論

1. ガイドラインの背景

太陽光発電事業は、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入の柱として期待される一方、一部では大規模な事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がみられた。このような状況を踏まえ、環境省では、2018年に「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を設置し、太陽光発電事業に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討を行った。

この検討会報告を受け、2019年4月には、中央環境審議会において、既に法対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽電池発電所については、環境影響評価法の対象事業とすべきという答申がなされ、太陽電池発電所は、2020年4月より環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業となった。

太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、工場跡地やゴルフ場跡地等の既に人為的に改変された場所に設置されるものまで、多様な立地がみられる。

環境影響評価法では、事業特性や地域特性に応じて、環境影響評価の方法をオーダーメイドで設計する方法書の手続き（スコーピング）があり、様々な立地条件に設置される太陽電池発電所については、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが重要である。しかし、太陽電池発電所の環境影響評価の事例では、立地に関わらず画一的に、（斜面の林地等を想定して示された）参考項目の全てについて環境影響評価の項目として選定されるケースがみられる。

このため、本ガイドラインでは、太陽電池発電所の環境影響評価における事業特性や地域特性に応じた合理的な環境影響評価の項目の選定の考え方について、具体的には参考項目で想定されている「斜面の林地」と比較して環境負荷が相対的に低い「開発済みの土地」に太陽電池発電所を設置するにあたっての、環境影響評価の項目の選定に係る考え方を取りまとめた。

2020年10月26日には菅内閣総理大臣より「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、カーボンニュートラル社会の実現のためには、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵となっている。

再生可能エネルギーの立地に際して、地域における受容性を高め、最大限の導入を円滑に進めていく上で、早い段階で事業の実施に伴う環境影響を把握することや、地域住民等の意見を聴きつつ取り組むことが重要であり、環境影響評価制度の重要性は益々高まっている。

本ガイドラインにより、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の合理的な環境影響評価の考え方が広く適用されるとともに、事業者の立地選択にあたり、林地よりも環境への負荷が少なく住民の受容性が高い、開発済みの土地が選択されることが期待される。

なお、本ガイドラインは環境影響評価の項目の選定に係る合理化の考え方を示したものであり、本ガイドラインで想定した立地条件以外のケースにおいて、事業者が、個々の事業や地域の特性に応じて、環境影響評価方法書の手続きを通じて環境影響評価の項目を提案し、採用することを妨げるものではない。

また、本ガイドラインは、これまでの太陽電池発電所に係る環境影響評価の実績を踏まえて検討を行ったものであり、今後の環境影響評価事例に伴う知見の蓄積を踏まえて、必要な見直しを行うこととする。

2. 本ガイドラインの目的、対象、合理化の範囲

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、開発済みの土地に設置する太陽電池発電所の環境影響評価において、立地及び事業特性に応じた適切な環境影響評価の項目が選定されることを支援するため、環境影響評価の項目の選定にあたっての考え方を示すことを目的としている。

すなわち、本ガイドラインは、太陽電池発電所に係る新たな参考項目を示すものではなく、現行の参考項目について、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価の項目の選定の考え方を取りまとめている。具体的には、現行の参考項目が斜面の林地等の土地に設置することを想定して定められていることを踏まえ、新たに林地を開発するのではなく、開発済みの土地を利用する場合に、非選定とし得る参考項目やその考え方について整理したものである。

なお、本ガイドラインは、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合の環境影響評価の項目の選定・非選定を確定するものではない。環境影響評価の項目の選定は、あくまでも現行の法の趣旨にのっとり、個々の事業ごとに、事業特性及び地域特性に応じて実施されるべきものである。従って、方法書手続きの審査の過程において、本ガイドラインを参考として事業者が環境影響評価の項目の選定を行う際には、個別の事業ごとに、その事業特性や地域特性に関して丁寧な説明が必要であるとともに、個別事業の内容に応じた追加、見直しが求められる可能性がある。

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインでは、開発済みの土地に設置する太陽電池発電所の設置の事業を対象とする。本ガイドラインの考え方は、該当する事業を実施する事業者のみならず、太陽電池発電所の環境影響評価に関与する自治体や審査関係者、又は関心を有する団体等の関係者においても参考とされることを期待するものであり、本ガイドラインは、環境影響評価制度におけるスコーピングに関する理解を促進することも念頭に作成した。

本ガイドラインで扱う開発済みの土地とは、特定の目的のために一連の土地の形状の変更が既に実施された土地をいう。

(3) ガイドラインで検討した合理化の範囲

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の3つの観点から検討を行った。

ア 環境影響評価法に基づく環境影響評価

本ガイドラインでは、環境影響評価法の対象事業となる事業の規模を想定して検討した。自治体における法対象事業の審査とともに自治体の条例に基づく環境影響評価の運用においても、本ガイドラインの考え方を参照しつつ、的確なスコーピングが実施されることが期待される。

なお、法及び条例の対象とならない小規模な太陽電池発電所については、令和2年3月に公表された「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」において望ましい環境配慮の考え方を示している。

イ 開発済みの土地への立地

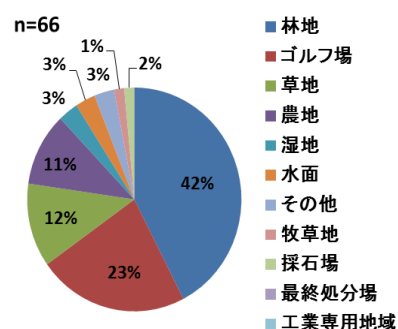
太陽電池発電所は様々な土地に設置することが可能である。太陽電池発電所が立地する場所としては、林地、ゴルフ場、農地、工場用地、最終処分場等がある（下図参照）。このうち、ゴルフ場や工場用地等、既に開発が行われた土地に設置する場合には、未開発の森林に設置する場合に比べて事業の実施に伴う環境への影響が限定的であると考えられる。しかし、現在の環境影響評価の事例では、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置する場合においても、斜面の林地等に設置することを想定して定められた参考項目について網羅的に選定し、斜面の林地等に設置する場合と同じ方法による環境影響評価を実施するケースがみられる。

このため、本ガイドラインでは、開発済みの土地に設置するものであって、新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等の土地の形状の変更）及び樹林の伐採を行わないか、行う場合であっても限定的である場合を対象に、環境影響評価の項目の選定の考え方を整理する。このような開発済みの土地として、これまでの環境影響評価の実績等を踏まえ、工場用地等の造成地とゴルフ場について検討を行うこととした。

なお、個々の事業への本ガイドラインの適用については、地域特性及び事業特性を十分に踏まえ、事業者が自ら判断することとする。

太陽電池発電所の立地

太陽電池発電所の環境影響評価法の対象事業への追加についての検討に際して、2018年9月に環境省大臣官房環境影響評価課が、太陽電池発電事業者46社に対して実施したアンケートによると、事業実施前の土地利用の状況としては、森林が最も多く、既に開発が行われた土地に限れば、ゴルフ場が最も多い。



【事業実施前の土地利用】

出典：「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」第4回検討会 資料2-7

ウ 環境影響評価の項目の選定

これまでに環境省が取りまとめた環境影響評価に関するガイドラインにおいて、環境影響評価の合理化については、環境影響評価の項目（以下、「評価項目」という。）を絞り込むこと、及び、調査・予測の手法を簡略化することとされているが、本ガイドラインでは、前者の環境影響評価の項目の絞り込みを中心に考え方を整理する。

これは、評価項目の絞り込みに係る合理化は事業者の負担軽減効果が相対的に大きいと考えられること、調査・予測手法の簡略化の検討にはさらなる知見の蓄積が必要であり、現時点では十分な検討を行うことが難しいこと等を踏まえたものである。

第2章 太陽電池発電所の環境影響評価の合理化検討

1. 太陽電池発電所に係る環境影響評価

(1) 対象規模

環境影響評価法の対象となる太陽電池発電所の規模は、同法施行令により以下のとおり定められている。

第一種事業 (必ず環境影響評価を実施するもの)	4万kW以上
第二種事業 (環境影響評価を実施するか否かの判定手続きを行うもの)	3万kW以上4万kW未満

(2) 環境影響評価における参考項目

太陽電池発電所が環境影響評価法の対象事業となった背景には、土砂災害の発生等の環境保全上の問題や、住民への説明不足といった問題を生じる事例が全国的に報告されたことがある。

太陽電池発電所による環境影響の主なものとしては、土地の造成等に伴う土砂流出、濁水の発生や水質への影響、工事中の騒音等の影響のほか、森林伐採等に伴う自然環境への影響、広大な面積へのパネル設置に伴う景観への影響があげられる。また、住居に近接する場合には、パネルの反射光による影響が想定される。さらに、土地を広くパネルで覆うことによる植生や透水性の変化について懸念が示される場合もある。

太陽電池発電所の環境影響評価の参考項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成十年通商産業省令第五十四号。以下、「発電所アセス省令」という。）別表第五の備考欄で示されている一般的な事業内容を想定して設定されている（6頁参照）。太陽電池発電所については、それまでの実績を踏まえ、主に発電に利用可能な日射条件を有する斜面の林地等の土地を想定して、参考項目が定められている。

しかし、実際の環境影響評価の事例では、ゴルフ場に立地し、造成は行わず、伐採も最小限としている場合においても、「重要な地形及び地質」に係る項目を除くほぼ全ての参考項目を選定している例のほか、参考項目とはなっていない項目について、追加して評価項目として選定している例もみられる。

このように、概して、開発済みの土地に太陽電池発電所を設置するケースでは、事業特性や地域特性等を反映した適切なスコーピングが行われているとは言い難い状況がある。

<太陽電池発電所の一般的な事業内容（『発電所に係る環境影響評価の手引』より）>

1. 対象事業	4 万 kW 以上
2. 一般的な事業の内容	
(1)一般的な事業の立地条件	・ 発電に利用可能な日射条件を有する 斜面の林地等 の土地
(2)一般的な事業の諸元	
①工事に関する一般的な諸元	
1)工事用資材等の搬出入	イ 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入 □ 工事関係者の通勤 ハ 残土、伐採樹木、廃材の搬出
2) 建設機械の稼働	・ 建築物、工作物等の構築工事 ・ 基礎工事（掘削、杭打、地盤改良） ・ 機器据付工事 ・ 敷地内における環境施設（緑地を含む）の整備 ・ 敷地内における道路工事、舗装工事 ・ 仮設資材置場等の設置工事 ・ 工事中における雨水等の排水
3) 造成等の施工	イ 樹木の伐採等（既存樹林等の伐採、移植） □ 掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地
②事業に関する一般的な諸元	
1) 地形改変及び施設が存在	・ 林地の傾斜地において、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電設備、(対象実施区域内にあることが明確な場合はパワーコンディショナ、変電所、蓄電池システム建屋、調整池を含む) ・ 太陽電池発電所の運転
2) 施設の稼働	

＜太陽電池発電所に係る環境影響評価の参考項目（発電所アセス省令別表第五）＞

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在 供用	
				① 工事用資材等の搬出入	② 建設機械の稼働	③ 造成等の施工による一時的な影響	④ 地形改変及び施設の存在	⑤ 施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○	○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		地盤	土地の安定性				○	
		その他	反射光				○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び重要な群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○	○	
			残土			○		
備考								
一 （略）								
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。								
イ 工事の実施に関する内容								
（１）工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。								
（２）建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。								
（３）造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。								
ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容								
（１）地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。								
（２）施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。								
三～十 （略）								

2. 開発済みの土地への太陽電池発電所の設置に係る環境影響評価の合理化

本ガイドラインでは、開発済みの土地として、造成地（工場跡地、未利用の工業用地等）と、ゴルフ場跡地への太陽電池発電所の設置に係る環境影響評価の項目の選定の考え方を示している。

実際の環境影響評価の実施においては、事業ごとに事業特性及び地域特性に応じて評価項目の選定を検討する必要がある。

（1）造成地（工場跡地等）

造成地（工場跡地等）にも様々な特性を有するものがあり得るが、ここでは、以下のような条件の造成地における事業を想定して、評価項目の選定の考え方を整理した。

＜想定した造成地＞

- ・土地は平坦である。
- ・土地の安定性が確保されている。
- ・主に裸地で樹林等の自然は回復していない。
- ・既存の工作物等は既に撤去済みである。
- ・周辺に工事用道路として活用可能な道路が整備されている。
- ・新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等）や、大規模な樹木の伐採を行わない。



想定する事業イメージ例

ア 影響要因の区分ごとの整理

6 頁の参考項目の一覧表について、まずは下記の影響要因別に、事業特性・地域特性を踏まえた考え方を整理した。

- ① 工事用資材等の搬出入
- ② 建設機械の稼働
- ③ 造成等の施工による一時的な影響
- ④ 地形改変及び施設が存在
- ⑤ 施設の稼働

<造成地に係る環境影響評価の項目の絞り込みの視点（全体版）>

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在 供用	
				① 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	② 建 設 機 械 の 稼 働	③ 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	④ 地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	⑤ 施 設 の 稼 働
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持を旨とし て調査、予測及び評価され るべき環境要素	大気 環境	大気質	粉じん等					
		騒音	騒音					
		振動	振動					
	水環境	水質	水の濁り					
	その他 の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		地盤	土地の安定性					
		その他	反射光					
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき環境要素	動物		重要な種及び 注目すべき生息地					
	植物		重要な種及び 重要な群落					
	生態系		地域を特徴づける 生態系					
人と自然との豊かな触れ合 いの確保を旨として調査、 予測及び評価されるべき環 境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並 びに主要な眺望景観					
	人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ 合いの活動の場					
環境への負荷の量の程度により予測及び 評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物					
			残土					

網掛けは太陽電池発電所の参考項目（発電所アセス省令別表第五）

黒囲みは、影響要因の区分ごとに検討を行い、造成を行わない事業では選定しないことが可能であると整理した項目

赤囲みは、環境要素の区分ごとに検討を行い、具体的な選定の考え方を整理した項目

新たな土地の造成を行わず、造成された土地を活用して太陽電池発電所を設置する事業を想定しているため、影響要因の区分③「造成等の施工による一時的な影響」については、評価項目として選定しないことが可能である。

また、影響要因の区分②「建設機械の稼働に伴う影響」については、造成に伴う建設機械の稼働による大気環境（粉じん等・騒音・振動）への影響を想定して参考項目として設定されているところであるが、造成地で新たな土地の造成を行わない場合には、造成に伴う影響は考えられず、また、太陽光パネル等の設置工事に係る粉じん等・騒音・振動の影響は限定的であると考えられることから、評価項目として選定しないことが可能である。

以上、選定しないことが可能となる項目は前頁に ☐ で示した。

その他の参考項目（※）については、以下、環境要素の区分ごとに整理を行う。

イ 環境要素の区分ごとの整理

(ア) 大気質・騒音・振動

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
大気 環境	大気質	粉じん等	※	×			
	騒音	騒音	※	×			※
	振動	振動	※	×			

①「工事用資材等の搬出入」に係る大気環境、具体的には粉じん等¹・騒音²・振動³への影響については、土地造成に伴う関係車両の台数が多いこと、また、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合を想定し、参考項目とされているが、土地造成を行わない場合には、太陽光パネル等の設置工事等の工事用資材等の搬出入に伴う関係車両の台数は限定的である。

このため、想定した造成地については、工事用資材等の搬出入に係る粉じん等・騒音・振動の影響について、選定しないことが可能である。ただし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合には、必要に応じて粉じん等・騒音・振動の該当する項目を選定することが想定される。

⑤「施設の稼働」については、近傍に民家等が存在し、パワーコンディショナ等から発生する騒音の

¹主に現場内および既存道路と接続する未舗装路を走行する工事用資材の搬出入車両の走行の土砂巻き上げ等による視程低下等、快適性への影響が考えられる。

² 道路交通騒音としての影響。

³ 道路交通振動としての影響。

影響を想定して参考項目とされている。他方、想定した造成地の近傍に民家等が存在するケースは少ないと考えられる。

このため、想定した造成地については、施設の稼働に係る騒音の影響について、選定しないことが可能である。ただし、近傍に民家等が存在する場合には必要に応じて選定することが想定される。

(イ) 水質（水の濁り）

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
水環境	水質	水の濁り			×	※	

「地形改変及び施設の存在」に係る水の濁りについては、土地の改変後の地表面の状況によっては、雨水による濁水が想定されることを踏まえ、参考項目とされている。ただし、新たに土地を造成しない場合でも、保護植栽等がなく土砂流出のおそれがある場合には水の濁りを評価項目として選定することとなっている。

この点、想定した造成地については、土砂流出のおそれは少ないと考えられることから、施設の存在に係る水の濁りへの影響について、選定しないことが可能である。ただし、土砂流出のおそれがある場合には、必要に応じて選定することが想定される。

(ウ) 地形及び地質・地盤

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
その他の 環境	地形及び 地質	重要な地形 及び地質				※	
	地盤	土地の安定性				※	

新たな土地の造成を行わない造成地については、重要な地形及び地質への影響は想定されない。従って、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響について、選定しないことが可能である。

また、土地の安定性については、太陽光パネルが設置される傾斜地において、造成又は樹木の伐採等が行われ、土地の安定性が確保されないおそれがある場合を想定して参考項目とされている。

この点、想定した造成地は、土地の安定性は確保されているため、地形改変及び施設の存在に係る土地の安定性への影響について、選定しないことが可能である。

(工) 反射光

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
その他の環境	その他	反射光				※	

太陽光パネルの反射光による影響は期間・時間・方位ともに限られているが、近隣に民家等が存在し、反射光による影響が発生する場合を想定して、参考項目とされている。

想定した造成地については、近隣に民家等が存在する可能性は低いと考えられ、太陽光パネルの施設の存在に係る反射光の影響について、選定しないことが可能である。ただし、近隣に民家等が存在する場合には、必要に応じて選定することが想定される。

(オ) 動物・植物

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
動物	重要な種及び注目すべき生息地			×	※	
植物	重要な種及び重要な群落			×	※	

「地形改変及び施設の存在」に伴う動物や植物への影響については、工場跡地等開発済みの土地以外の土地においては、樹木の伐採や土地改変に係る動物や植物への影響が考えられることから参考項目として設定されている。

この点、想定した造成地は、工場跡地等開発済みの土地に該当することから、選定しないことが可能であると考えられる。加えて、新たな土地の造成や大規模な樹木の伐採を行わない事業を想定していることから、動物や植物への影響は限定的であり、この点からも選定しないことが可能と考えられる。

他方、例えば、造成されて長期間が経過した埋立地等では希少な動植物の生息・生育地となっているケースもみられること、また、工場跡地等開発済みの土地であっても、文献、聞き取り、現地踏査等による確認を行い、必要に応じて動物・植物の該当項目を評価項目として選定することとされていることに留意する必要がある。

以上より、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る動物・植物への影響について、

選定しないことが可能である。ただし、既存資料の収集、専門家等への聞き取り、現地踏査等による確認を行い、当該地域に重要な動物の生息又は重要な植物の生育の可能性に関する情報がある場合など、必要に応じて動物・植物の該当項目を評価項目として選定することが想定される。

【参考】

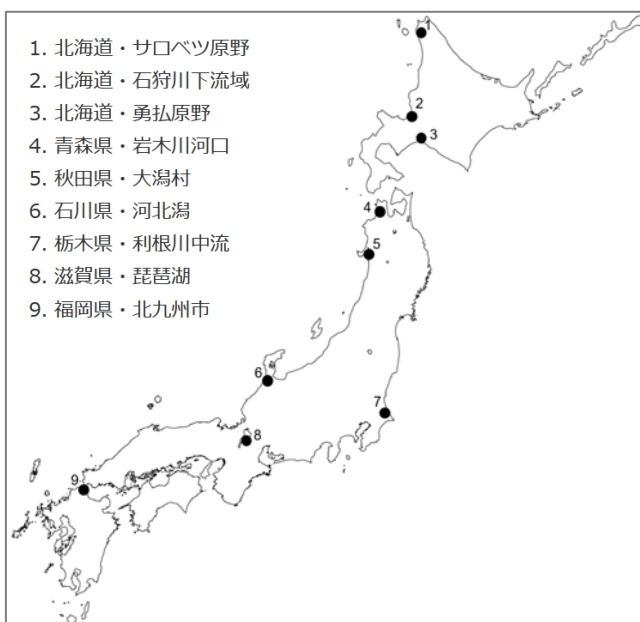
■ 埋立地は重要な野生生物の生息地となっている場合がある ■

例えば、埋立地に残存する湿地や草地には、絶滅危惧種のチュウヒが繁殖しているような場合がある。開発済みの土地であっても、重要な野生生物の生息地になっていないか、既存資料の収集、専門家等への聞き取り、現地踏査等による確認は、重要である。

チュウヒの繁殖が確認された場合には、環境影響評価の項目として選定し、調査等に当たっては、「チュウヒ保護の進め方」（環境省、2016年）を参考にすること。

また、埋立地や工場跡地においては、一時的に生じた裸地に突然コアジサシがコロニーを形成することがある。

コアジサシの本来の繁殖地は、河川敷や中洲の砂礫地、海岸の砂浜など、常に変化する土地で、そのためコアジサシの繁殖コロニーも数年で場所を変えることが多いが、環境が安定していれば長期間繁殖する。埋立地や工場跡地の事業予定地において、コアジサシの飛来や繁殖の可能性がある場合には、環境影響評価とは別に、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」（環境省、2014年）を参考に適切な対応をとることが望ましい。



現在知られているチュウヒの主な繁殖地(2018年現在)
出典：日本野鳥の会ホームページ
https://www.wbsj.org/activity/conservation/endangered-species/cs_hog/cs_future/

(カ) 生態系

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
生態系	地域を特徴づける生態系			×	※	

「地形改変及び施設の存在」による影響については、工場跡地等開発済みの土地以外の土地において、樹木の伐採や土地改変による地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、参考項目とされている。

この点、想定した造成地において地域を特徴づける生態系が存在する可能性は低く、また、そもそも工場跡地等開発済みの土地以外の土地には該当しないことから、評価項目として選定しないことが可能である。さらに、新たな土地の造成や大規模な樹木の伐採は行わないこととしており、この点からも、地形改変及び施設の存在による地域を特徴づける生態系への影響は限定的と判断される。

従って、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る生態系への影響について、選定しないことが可能である。

(キ) 景観

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
景観	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観				※	

景観については、例えば林地等に太陽電池発電所を設置する場合等では景観資源の消滅、縮小が、また、眺望点及び眺望景観への影響も考えられることから、参考項目として設定されている。

この点、想定した造成地の場合には、計画地が景観資源や眺望点である可能性は極めて低いことから、事業により景観資源が消滅したり縮小したりすることは想定されない。また、眺望景観への影響についても、現状（工場跡地、工業団地用途の造成地等）からの追加的な影響が生じる可能性は低いと考えられる。

従って、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について選定しないことが可能である。

(ク) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
人と自然との触れ 合いの活動の場	主要な人と自然との触れ 合いの活動の場	※			※	

①「工事用資材等の搬出入」による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、林地の斜面に太陽電池発電所を設置する事業において、当該活動の場が輸送経路の近傍に存在する場合には評価項目として選定することとされている。

この点、新たな土地の造成を行わない場合、太陽光パネル等の設置工事等の工事用資材等の搬出入による関係車両の台数は限定的であると考えられ、また、今回想定した造成地への輸送経路の近傍において、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」が存在する可能性は少ないと考えられる。

従って、想定した造成地については、工事用資材等の搬出入に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、選定しないことが可能である。

また、④「地形改変及び施設の存在」による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、林地の斜面に太陽電池発電所を設置する一般的な事業内容から、当該活動の場の消滅又は縮小、施設の存在による影響が想定される場合には評価項目として選定することとされている。

この点、造成地については、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在している可能性は低く、また、施設の存在による影響も想定しづらいと考えられる。

従って、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、選定しないことが可能である。

(ケ) 廃棄物等

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
廃棄物等	産業廃棄物			×	○	
	残土			×		

事業終了時に工作物の撤去又は廃棄が行われることにより産業廃棄物の発生が想定されることから、「施設の存在」に係る産業廃棄物の発生について、評価項目として選定する。

以上から、造成地に係る環境影響評価の評価項目の選定の考え方は次頁のとおりである。

<造成地⁴に係る環境影響評価の項目の選定の考え方（全体版）>

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の 存在 供用		
				① 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	② 建 設 機 械 の 稼 働	③ 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	④ 地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	⑤ 施 設 の 稼 働	
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持を旨とし て調査、予測及び評価され るべき環境要素	大気 環境	大気質	粉じん等	※	×				
		騒音	騒音	※	×			※	
		振動	振動	※	×				
	水環境	水質	水の濁り			×	※		
		そ の 他 の 環 境	地形及び地質	重要な地形及び地質				※	
			地盤	土地の安定性				※	
	その他		反射光				※		
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき環境要素	動物		重要な種及び 注目すべき生息地			×	※		
	植物		重要な種及び 重要な群落			×	※		
	生態系		地域を特徴づける 生態系			×	※		
人と自然との豊かな触れ合 いの確保を旨として調査、 予測及び評価されるべき環 境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並 びに主要な眺望景観				※		
	人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ 合いの活動の場	※			※		
環境への負荷の量の程度により予測及び 評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			×	○		
			残土			×			
【凡例】 今回想定した造成地（7 頁参照）における事業の場合 ○ 評価項目として選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象としない。）。 ※ 評価項目として選定しないことが可能である。 × 評価項目としての選定は不要である。 各項目の具体的な選定の考え方については、各項目の記載を参照のこと。									

⁴ 表作成にあたっては、一定の条件を満たす造成地を想定。具体的な条件については、7 頁を参照。

(2) ゴルフ場跡地

ゴルフ場跡地にも様々な特性を有するものがあり得るが、ここでは、以下のような条件のゴルフ場跡地における事業を想定して、評価項目の選定の考え方を整理した。

＜想定したゴルフ場跡地＞

- ・ゴルフ場として既に造成が行われている。
- ・土地の安定性が確保されている。
- ・ゴルフ場として雨水の浸透・排水等は確保されている。
- ・丘陵地等に立地し、敷地内には緩やかなアップダウンが存在する。
- ・周辺に道路が整備されている。
- ・残置森林として残された樹林等が存在する。
- ・新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等）や、大規模な樹木の伐採を行わず、既存のコースを活用してパネル設置を行う。



想定する事業イメージ例

ア 影響要因の区分ごとの整理

6 頁の参考項目の一覧表について、まずは下記の影響要因別に、事業特性・地域特性を踏まえた考え方を整理した。

- ① 工事用資材等の搬出入
- ② 建設機械の稼働
- ③ 造成等の施工による一時的な影響
- ④ 地形改変及び施設が存在
- ⑤ 施設の稼働

<ゴルフ場跡地に係る環境影響評価の項目の絞り込みの視点（全体版）>

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在 供用	
				① 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	② 建 設 機 械 の 稼 働	③ 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	④ 地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	⑤ 施 設 の 稼 働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等					
		騒音	騒音					
		振動	振動					
	水環境	水質	水の濁り					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		地盤	土地の安定性					
		その他	反射光					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地					
	植物		重要な種及び重要な群落					
	生態系		地域を特徴づける生態系					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物					
			残土					

網掛けは太陽電池発電所の参考項目（発電所アセス省令別表第五）

黒囲みは、影響要因の区分ごとに検討を行い、造成を行わない事業では選定しないことが可能であると整理した項目

赤囲みは、環境要素の区分ごとに検討を行い、具体的な選定の考え方を整理した項目

新たな土地の造成を伴わず、既存のゴルフ場を活用して太陽電池発電所を設置する事業を想定しているため、影響要因の区分③「造成等の施工による一時的な影響」については、評価項目として選定しないことが可能である。（ただし、産業廃棄物については、残置物の撤去等が想定されることから、別途整理を行う。）

また、影響要因の区分②「建設機械の稼働に伴う影響」については、造成に伴う建設機械の稼働による大気環境（粉じん等・騒音・振動）への影響を想定して参考項目として設定されているところであるが、ゴルフ場跡地で新たな土地の造成を行わない場合には、造成に伴う影響は考えられず、また、太陽光パネル等の設置工事に係る粉じん等・騒音・振動の影響は限定的であると考えられることから、評価項目として選定しないことが可能である。

以上、選定しないことが可能となる項目は前頁に ☐ で示した。

その他の参考項目（※）については、以下、環境要素の区分ごとに整理を行う。

【参考】

■ゴルフ場内の緑地について■

- ・ゴルフ場の多くは、外周部などに一定の面積の残置森林を確保することを条件に開発が許可されており、こうした残置森林は太陽電池発電所の設置の際にもそのまま残置森林として維持する必要がある。
- ・一方、ゴルフコースの修景等を目的として植栽されたコース間の植栽樹木については、伐採による動植物や雨水排水に対する影響は限定的であると考えられる。
- ・ただし、コース間の緑地であっても、元の地形を生かして残存している斜面林などの場合には、動植物への影響や土砂流出の可能性があるので注意する必要がある。



残置森林のイメージ例



コース間の植栽樹木のイメージ例

画像素材出典：PIXTA(上)、photolibrary(下)

イ 環境要素の区分ごとの整理

(ア) 大気質・騒音・振動

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
大気 環境	大気質	粉じん等	※	×			
	騒音	騒音	※	×			※
	振動	振動	※	×			

①「工事用資材等の搬出入」に係る大気環境、具体的には粉じん等⁵・騒音⁶・振動⁷への影響については、土地造成に伴う関係車両の台数が多いこと、また、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合を想定し、参考項目とされているが、土地造成を行わない場合、太陽光パネル等の設置工事等の工事用資材等の搬出入に伴う関係車両の台数は限定的である。

このため、想定したゴルフ場跡地については、工事用資材等の搬出入に係る粉じん等・騒音・振動の影響について、選定しないことが可能である。ただし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合には、必要に応じて粉じん等・騒音・振動の該当する項目を選定することが想定される。

⑤「施設の稼働」については、近傍に民家等が存在し、パワーコンディショナ等から発生する騒音の影響を想定して参考項目とされている。他方、想定しているゴルフ場跡地の近傍に民家等が存在するケースは少ないと考えられる。

このため、想定したゴルフ場跡地については、施設の稼働に係る騒音の影響について、選定しないことが可能である。ただし、近傍に民家等が存在する場合には、必要に応じて選定することが想定される。

(イ) 水質（水の濁り）

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
水環境	水質	水の濁り			×	※	

⁵主に現場内および既存道路と接続する未舗装路を走行する工事用資材の搬出入車両の走行の土砂巻き上げ等による視程低下等、快適性への影響が考えられる。

⁶ 道路交通騒音としての影響。

⁷ 道路交通振動としての影響。

「地形改変及び施設の存在」に係る水の濁りについては、土地の改変後の地表面の状況によっては、雨水による濁水が想定されることを踏まえ、参考項目とされている。ただし、新たに土地を造成しない場合でも、保護植栽等がなく土砂流出のおそれがある場合には、水の濁りを評価項目として選定することとされている。

この点、ゴルフ場については、現在都市計画法の第二種特定工作物に該当し、同法の開発許可制度の対象となっており、排水施設に関する基準及び指針に基づいて、排水路等の排水施設や遊水池・調整池等が配置されている。このため、これらの排水施設等を活用し排水システムが十分に機能することが確認できる場合には、水の濁りの影響は限定的であると考えられる。

以上より、想定したゴルフ場跡地については、地形改変及び施設の存在に係る水の濁りへの影響について、選定しないことが可能である。ただし、土砂流出のおそれがある場合には、必要に応じて選定することが想定される。

【参考】

■ ゴルフ場跡地の雨水への対応について ■

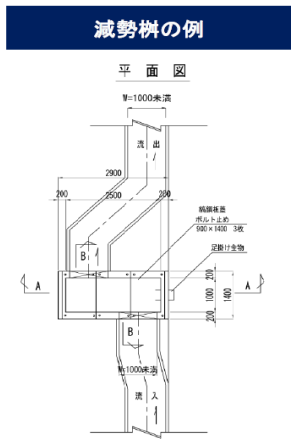
ゴルフ場跡地に太陽電池発電所（太陽光パネル）を設置する場合、土地の造成を伴わないケースであっても、土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することから、調整池容量を増やす等、既存の排水施設を拡張する必要が生じる場合がある。また、ゴルフ場が設置された当時と太陽電池発電所の設置時とでは、大雨の発生頻度など雨の降り方が変わっている可能性もある点に留意が必要である。

ゴルフ場跡地に設置する太陽電池発電所の環境影響評価では、土地の安定性、濁水の発生の可能性も含め、雨水排水への適切な対策を検討するとともに、地域住民に対して十分に説明することが重要である。

例えば、以下に示すゴルフ場跡地を活用した太陽電池発電所の例では、ゴルフ場の既存調整池を改修して利用するとともに、新たに表面排水路（下図青線）を敷設する治水対策を実施している。また、水路が交わる箇所には、減勢柵等を設け、排水の勢いを減衰することで下流への影響を低減する計画としている。



凡 例	記 号	名 称
	---	事業実施区域線
	---	雨水排水流域範囲
	---	雨水排水流域区分
	---	流末既設管
	---	プレキャスト水路
	---	通路横断部排水ルート
	---	管渠
	---	減勢柵A～D
	---	接続柵E～G
	---	分岐接続柵H
	---	減勢柵I
	---	水路接続工
	---	小段柵
	---	小段側溝
	---	PU300B（ガリ侵食対策側溝）
	---	窪地
	---	規制民有林
	---	既存コース内残地森林



資料：一般社団法人 太陽光発電協会提供資料

(ウ) 地形及び地質・地盤

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
その他の 環境	地形及び 地質	重要な地形 及び地質				※	
	地盤	土地の安定性				※	

新たな土地の造成を行わないゴルフ場跡地については、「重要な地形及び地質」への影響は想定されない。従って、想定したゴルフ場跡地については、地形改変及び施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響について、選定しないことが可能である。

また、「土地の安定性」については、太陽光パネルが設置される傾斜地において、造成又は樹木の伐採等が行われ、土地の安定性が確保されないおそれがある場合を想定して参考項目とされている。

この点、ゴルフ場跡地は、都市計画法の開発許可制度の対象となっており、一定の土地の安定性は確保されている。従って、想定したゴルフ場跡地については、地形改変及び施設の存在に係る土地の安定性への影響について、選定しないことが可能である。ただし、ゴルフ場は、丘陵地に位置することが多く、場内にある程度の起伏を有することから、ゴルフ場内の土地の安定性について関係者からの聞き取り等の情報収集を行うことが望ましい。

(エ) 反射光

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
			①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
その他の環境	その他	反射光				※	

太陽光パネルの反射光による影響は期間・時間・方位ともに限られているが、近隣に民家等が存在し、反射光による影響が発生する場合を想定して、参考項目とされている。

想定したゴルフ場跡地については、近隣に民家等が存在する可能性は低いと考えられ、太陽光パネルの施設の存在に係る反射光の影響について、選定しないことが可能である。ただし、近隣に民家等が存在する場合には、必要に応じて選定することが想定される。

(オ) 動物・植物

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
動物	重要な種及び注目すべき生息地			×	※	
植物	重要な種及び重要な群落			×	※	

「地形改変及び施設の存在」に伴う動物や植物への影響については、工場跡地等開発済みの土地以外の土地においては、樹木の伐採や土地改変に係る動物や植物への影響が考えられることから参考項目として設定されている。

また、工場跡地等開発済みの土地であっても、文献、聞き取り、現地踏査等による確認を行い、必要に応じて動物・植物の該当項目を評価項目として選定することとされている。

この点、想定したゴルフ場跡地は、開発が行われているものの一定の残置森林が残されており、また、フェアウェイやグリーン等のコース上は芝地であるなど、一定の自然が残っていることから、必ずしも工場跡地等の造成地と同一視はできない。他方、新たな土地の造成や大規模な樹木の伐採を行わずにゴルフ場跡地に設置するため、影響は限定的と考えられる。

以上より、想定したゴルフ場跡地については地形改変及び施設の存在に係る動物・植物への影響について、選定しないことが可能である。ただし、既存資料の収集、専門家等への聞き取り、現地踏査等による確認を行い、当該地域に重要な動物の生息又は重要な植物の生育の可能性に関する情報がある場合には、必要に応じて動物・植物の該当項目を評価項目として選定することが想定される。

【参考】

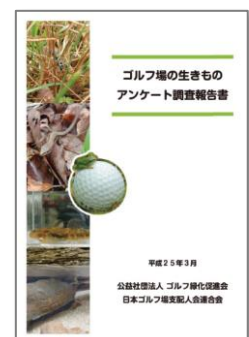
■ゴルフ場における重要な動植物の生息・生育状況■

ゴルフ場は、比較的良好な里山の自然が残されている場合がある。

平成 25 年に（公社）ゴルフ緑化促進会等が共同で行った『ゴルフ場の生きものアンケート調査※』（右図）では、鳥類ではハヤブサ、サシバ等、昆虫ではタガメ、ゲンゴロウ等、魚類ではメダカ等、植物ではキンラン、キキョウ等の絶滅危惧種も確認されている。

重要な動植物の生息・生育に関する情報がないか、既存資料の収集、専門家等への聞き取り、現地踏査等による確認を行うことが重要である。

そのうえで、希少猛禽類の繁殖の可能性が確認されたような場合には、評価項目として選定し、調査等に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、2012 年）や「サシバ保護の進め方」（環境省、2013 年）を参考とすること。



※「ゴルフ場の生きものアンケート調査報告書」（公益社団法人ゴルフ緑化促進会、日本ゴルフ場支配人連合会、平成 25 年） <http://jpgreen.or.jp/ggg/index.html>

(カ) 生態系

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
生態系	地域を特徴づける生態系			×	※	

「地形改変及び施設の存在」による影響については、工場跡地等開発済みの土地以外の土地において、樹木の伐採や土地改変による地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、参考項目とされている。

この点、想定したゴルフ場跡地は、一定程度開発が行われているものの一定の残置森林が残されており、また、フェアウェイやグリーン等のコース上は芝地であるなど、一定の自然が残っていることから、必ずしも工場跡地等開発済みの土地と同一視はできない。

他方、ゴルフ場跡地に地域を特徴づける生態系が形成されている可能性は高くなく、また、新たな土地の造成は行わずにゴルフ場跡地に設置する場合には、樹木の伐採や土地改変に係る影響は限定的と考えられる。

以上より、想定したゴルフ場跡地については、地形改変及び施設の存在に係る生態系への影響について、選定しないことが可能である。ただし、既存資料の収集、専門家等への聞き取り、現地踏査等による確認を行い、例えば、太陽光パネルを設置するコース上の芝地を基盤とする生態系が確立され、猛禽類の主な採餌場所として利用されている場合には、上位性の注目種として選定し、生息環境や餌生物の状況等について調査するなど、必要に応じて生態系を評価項目として選定することが想定される。

(キ) 景観

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
景観	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観				※	

景観については、例えば林地等に太陽電池発電所を設置する場合等では景観資源の消滅、縮小が、また、眺望点及び眺望景観への影響も考えられることから、参考項目として設定されている。

この点、想定したゴルフ場跡地において事業を実施する場合には、計画地内に景観資源や眺望点が存在するとは考えづらいことから、事業により景観資源が消滅したり縮小したりすることは想定されない。他方、眺望景観への影響については、事業実施による追加的な影響は限定的と考えられる一方、ゴ

ゴルフ場跡地が丘陵地に位置することが多いこと、国立・国定公園内に存在する場合があること等に留意が必要である。

以上より、想定したゴルフ場跡地については、土地改変及び施設の存在に係る、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について、選定しないことが可能である。ただし、周辺に主要な眺望点が存在するなど眺望景観に影響を及ぼすおそれがある場合には、必要に応じて選定することが想定される。

(ク) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
人と自然との触れ 合いの活動の場	主要な人と自然との触れ 合いの活動の場	※			※	

①「工事用資材等の搬出入」による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、林地の斜面に太陽電池発電所を設置する事業において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の快適性・利用性の変化への影響が想定されることから、当該活動の場が輸送経路の近傍に存在する場合には、評価項目として選定することとされている。

この点、新たな土地の造成を行わない場合、太陽光パネル等の設置工事等の工事用資材等の搬出入による関係車両の台数は限定的であると考えられる。

従って、想定したゴルフ場跡地については、工事用資材等の搬出入に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、選定しないことが可能である。ただし、ゴルフ場の周辺にはハイキングコースなど人と自然との触れ合いの場が存在する可能性があり、既存資料の収集や聞き取り、現地踏査等による確認が必要である。その結果、輸送経路の近傍に主要な人と自然との触れ合いの場が存在する場合には、必要に応じて評価項目として選定することが想定される。

また、④「地形改変及び施設の存在」による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、林地の斜面に太陽電池発電所を設置する一般的な事業内容から、当該活動の場の消滅又は縮小、施設の存在による影響が想定される場合には、評価項目として選定することとされている。

この点、ゴルフ場跡地が主要な人と自然との触れ合いの活動の場となっている場合は限定的であり、また、施設の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響も想定しづらい。

従って、想定したゴルフ場跡地については、地形改変及び施設の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、選定しないことが可能である。

(ケ) 廃棄物等

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		①工事用 資材等の 搬出入	②建設機 械の稼働	③造成等の 施工による一 時的な影響	④地形改 変及び施 設の存在	⑤施設の 稼働
廃棄物等	産業廃棄物			※	○	
	残土			×		

産業廃棄物については、③「造成等の施工による一時的な影響」として、ゴルフ練習場施設等、発電所としては不要となる施設の解体、撤去が想定される。

従って、想定したゴルフ場跡地については、造成等の施工による一時的な影響に係る廃棄物の発生について、必要に応じて選定することが想定される。

また、事業終了時に工作物の撤去又は廃棄が行われることにより産業廃棄物の発生が想定されることから、④「施設の存在」に係る産業廃棄物の発生について、評価項目として選定することが想定される。

以上から、ゴルフ場跡地に係る環境影響評価の評価項目の選定の考え方は次頁のとおりである。

＜ゴルフ場跡地⁸に係る環境影響評価の項目の選定の考え方（全体版）＞

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の 存在 供用		
				① 工事用資材等の搬出入	② 建設機械の稼働	③ 造成等の施工による一時的な影響	④ 地形改変及び施設の存在	⑤ 施設の稼働	
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持を旨とし て調査、予測及び評価され るべき環境要素	大気 環境	大気質	粉じん等	※	×				
		騒音	騒音	※	×			※	
		振動	振動	※	×				
	水環境	水質	水の濁り			×	※		
		その 他 の 環 境	地形及び地質	重要な地形及び地質				※	
			地盤	土地の安定性				※	
	その他		反射光				※		
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき環境要素	動物		重要な種及び 注目すべき生息地			×	※		
	植物		重要な種及び 重要な群落			×	※		
	生態系		地域を特徴づける 生態系			×	※		
人と自然との豊かな触れ合 いの確保を旨として調査、 予測及び評価されるべき環 境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並 びに主要な眺望景観				※		
	人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ 合いの活動の場	※			※		
環境への負荷の量の程度により予測及び 評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			※	○		
			残土			×			
【凡例】 今回想定したゴルフ場跡地（16 頁参照）における事業の場合 ○ 評価項目として選定を検討する（本ガイドラインの合理化の対象としない。）。 ※ 評価項目として選定しないことが可能である。 × 評価項目としての選定は不要である。 各項目の具体的な選定の考え方については、各項目の記載を参照のこと。									

⁸ 表作成にあたっては、一定の条件を満たすゴルフ場跡地を想定。具体的な条件については、16 頁を参照。